

## 野洲市人事行政の運営等の状況公告について

野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年野洲市条例第4号）第6条の規定により人事行政の運営の状況の概要を公表する。

平成25年10月31日

野洲市長 山 仲 善



### ◆平成25年度の給与及び職員等の状況

- \*市長、教育長の給料月額を10%減額（7月～平成26年3月）
- \*市長、教育長の期末手当を10%減額（6月期、12月期）
- \*議員の報酬月額を50,000円減額改定（8月～）
- \*職員の給料月額を職階に応じて3.5～8%減額（7月～平成26年3月）
- \*管理職手当を10%減額（7月～平成26年3月）
- \*地域手当を不支給

## 1 給与に関する状況

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
24年度	人 50,836	千円 19,209,491	千円 379,599	千円 3,844,689	% 20.0
23年度	50,394	21,041,011	503,220	3,887,479	18.5

○人件費には、市長・議員・各種委員などの特別職に支給される給与・報酬などを含む

### (2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	411人	千円 1,618,781	千円 291,576	千円 589,137	千円 2,499,494	千円 6,081
24年度	400人	1,588,109	266,447	580,089	2,434,645	6,087

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外勤務手当などを含む

○給与費には、市長・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない

## 2 一般職の給料等の状況（平成25年4月1日現在）

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況

区分	平均給料月額	平均年齢	区分	平均給料月額	平均年齢
25年度 一般行政職	339,900円	44.9歳	技能労務職	329,000円	52.8歳
24年度 一般行政職	343,400円	45.3歳	技能労務職	324,500円	52.6歳

○100円未満四捨五入

(2) 職員の初任給の状況

区分		初任給	国の基準
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	140,100円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上 30年未満	経験年数 30年以上 35年未満	経験年数 35年以上
一般行政職	大学卒	278,900円	316,200円	351,700円	387,200円	412,500円	423,700円
	高校卒	273,400円	304,900円	327,900円	360,500円	394,300円	404,900円
技能労務職	高校卒	205,400円	288,300円	—	320,700円	361,800円	371,600円
	中学卒	—	—	—	338,500円	352,500円	361,900円

○100円未満四捨五入

(4) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1級	2級	3級	4級
標準的な職務内容	主事 主事補 技師 技師補	主事 技師	主査 主任	専門員 主査
職員数	14人	19人	91人	53人
構成比	5.2%	7.1%	33.8%	19.7%

区分	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	課長補佐	次長 課長	部長	
職員数	33人	49人	10人	269人
構成比	12.3%	18.2%	3.7%	100%

○市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

○標準的な職務内容とは、代表的な補職名

3 職員の手当の状況（平成25年4月1日現在）

(1) 期末手当・勤勉手当

		期末手当	勤勉手当
6月期	一般職	1.225月分	0.675月分
	再任用	0.65月分	0.325月分
12月期	一般職	1.375月分	0.675月分
	再任用	0.80月分	0.325月分
計	一般職	2.60月分	1.35月分
	再任用	1.45月分	0.65月分

○期末・勤勉手当の支給月数は平成24年度実績月数

○職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

(2) 退職手当

	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
※ 一人当たり平均支給額 18,033 千円 (退職者19人 平均勤続年数 28年)			

○一人当たり平均支給額は、前年度に退職手当を支給した平均額

(3) 特殊勤務手当

手当の種類	6種類
代表的な手当	感染症病防疫作業に従事した場合
	クリーンセンター業務の焼却炉内の点検作業に従事した場合

(4) 時間外勤務手当

平成24年度	総支給額	107,874 千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	389 千円
平成23年度	総支給額	91,176 千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	329 千円

(5) その他の手当

■扶養手当

配偶者 13,000 円

配偶者以外の扶養親族 6,500 円

(ただし、配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち1人については11,000 円)

16歳から22歳までの子がある場合の加算額 5,000 円

○国の制度・・・市と同じ

■住居手当

借家居住者 月額12,000 円を超える家賃について 100 円～27,000 円

○国の制度・・・市と同じ

■通勤手当

自動車などの交通用具使用者

2 km～距離に応じて 2,000 円～24,500 円

自動車等を駐車するための施設を利用している場合

利用料金の1/2 (上限4,000 円) を支給

交通機関利用者

1月当たりの運賃が55,000 円以下 全額支給 (支給単位月毎)

※1月当たりの運賃は、55,000 円を限度とする

○国の制度・・・市と同じ

自動車等を駐車するための施設を利用している場合 制度なし

■管理職手当

支給対象職員割合	27.3%
1人当たり平均支給月額	59,400円

- 管理職手当は、定められた職責に応じて定額支給
- 一般行政職における状況

4 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区分	給料・報酬の月額	期末手当
市長	812,000円（747,000円）	6月期 1.26月分
副市長	721,000円（663,300円）	12月期 1.395月分
教育長	661,000円（608,100円）	計 2.655月分
議長	430,000円	6月期 1.26月分
副議長	380,000円	12月期 1.395月分
議員	350,000円	計 2.655月分

- （ ）内は、それぞれの給与月額を8%減額した額
  - 副市長は平成22～24年度の支給実績なし
  - 期末手当月数は平成24年度実績月数
  - 平成25年度6月期の期末手当の支給  
市長、教育長 1.26月分（増減なし）  
議長、副議長、議員 1.40月分（0.14月分増）
- ※（ ）内は昨年度比

5 職員数ならびに採用、退職、および昇任の状況

(1) 部門別職員数の状況等

（単位：人）

部門		H24	H25	増減
一般行政部門	議会	5	4	△1
	総務企画	86	84	△2
	税務	16	16	—
	民生	94	98	4
	衛生	29	29	—
	労働	2	2	—
	農林水産	11	11	—
	商工	4	4	—
	土木	30	30	—
	小計	277	278	1
特別行政部門	教育	112	122	10
	小計	112	122	10
普通会計計		389	400	11
公営企業等会計部門	水道	5	5	—
	下水道	5	5	—
	その他	24	23	△1
	小計	34	33	△1
合計		423	433	10

## (2) 職員の採用・退職数

(単位：人)

区分		任命権者の別	市職員全体
採用	平成24年4月2日～ 平成25年3月31日		1
	平成25年4月1日		29
	合計		30
退職	平成24年4月2日～ 平成25年3月31日		20
	平成25年4月1日		0
	合計		20

## (3) 異動および昇任の状況

(単位：人)

項目	部長級	次長級	課長級	課長補佐・ 長補佐・ 主幹級	専門員級	主査・主任 主保主任 主務主任級	一般職員級	合計
異動者	9	11	13	15	9	18	26	101
昇任者	2	4	7	10	9	11	11	54

- 平成25年4月1日付け人事異動によるもの
- 異動者は、新規採用及び同所属での昇任を含まず
- 昇任者は、同所属での昇任を含む

## 6 分限および懲戒処分状況

## (1) 分限処分の状況（平成24年度）

ア 職員の意に反する後任・免職の状況

(単位：人)

勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な的確性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 休職処分の状況

(単位：人)

心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
3	0	0	0

## (2) 懲戒処分の状況（平成24年度）

(単位：人)

免職	停職	減給	戒告
0	0	0	0

## 7 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成24年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

- (1) 措置の要求 該当事案なし
- (2) 不服申立て 該当事案なし

## 8 人材育成に関する状況

### (1) 主な研修の実績等（平成24年度）

#### (ア) 内部研修

名 称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
同和問題研修 (全体研修)	各職員が、同和問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得及び基本的な姿勢を認識し、各自の資質の向上を図る。	383人
交通安全研修・不当要求対策研修 (全体研修)	交通事故の防止することと不当要求に対して公務の適正かつ円滑な執行を確保し、職員の能力向上を図る。	260人
情報セキュリティ研修 (全体研修)	情報セキュリティ対策の必要性及び重要性に対する認識を深めるとともに改善策を自ら考え、対応できるよう意識改革を図る。	372人
接遇研修 (階層別研修)	「こころが通じるための相談対応」から接客の姿勢改善、業務(職場)再考、職員の能力向上を図る。	89人
行財政改革研修 (階層別研修)	各職員が市の行財政の現状を認識し、改善策を自ら考え、対応できるよう意識改革を図る。	385人
同和問題研修 (集合研修)	インターネットにおける人権侵害問題を通して、同和問題の解決に向け、職場単位で各自の資質の向上を図る。	83人

#### (イ) 外部研修機関への派遣研修（滋賀県市町村職員研修センター等）

名 称	目的及び概要	参加人数(延べ人数)
課長級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	13人
課長補佐級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	29人
係長級職員(1部・2部)研修	自治体や企業の先進的な取り組みを学ぶとともに、リーダーの役割を体系的に理解し、仕事と人のマネジメントに関する原理原則を習得する。	35人
現任職員(1部・2部・3部)研修	自治体職員に必要な政策法務等について学ぶとともに、コミュニケーション能力等の向上を図る。	22人
新任職員研修	自治体職員としての自覚を促すとともに、職務遂行に必要な基礎知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	21人

政策形成指導者養成研修	政策形成指導に必要な知識及び技能を習得し、その研修講師として指導方法を習得する。	1人
OJT指導者養成研修	OJT研修指導に有用な知識を学ぶとともに、その研修講師として指導方法を習得する。	1人
JST指導者研究会	JST研修指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究。	3人
政策形成指導者研究会	政策形成研修指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究。	1人
公務員倫理指導者研究会	公務員倫理指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究。	1人
接遇指導者研究会	接遇指導に有用な知識を学ぶとともに、指導者相互の経験や交流を通じて、効果的な指導方法の研究。	1人
研修プランナー研修	職員研修の担当者として基本的な知識および論理を習得し、研修企画力の向上を図る。	1人
研修管理者研修	職員研修の重要性を認識し、職員研修のあり方について理解を深め、人材育成の方法について学ぶ。	1人
公会計担当職員研修	公会計担当職員の財務書類4表作成・分析に係る実務能力の向上および利活用の促進を図る。	2人
専門実務研修 (人材育成と研修)	職員研修のあり方についての理解を深め、知識の習得を図るとともに、人材育成の方法について学ぶ。	1人
市町土木技術職員研修	土木事務に必要な専門的理論、各種技術の習得を図り、適正な事務の遂行を図る。	6人
講座・セミナー各種	高いコミュニケーション能力を持ち、分権時代の新たな地方自治を担える職員の育成を目的としたセミナーなど。	22人
びわこ南部地域人権啓 発連続講座	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	71人

(ウ) 外部機関への派遣

名 称	目 的 及 び 概 要	参 加 者 数
いきいき新自治体交流 研修	県と市町が互いに行政運営の手法を理解し、新たなパートナーシップの構築を図り、職員の能力向上を図る。	1人

## 9 福利厚生に関する状況

### (1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成24年度）

名 称	対 象 者	受診者数
雇入時健康診断	新規採用者（採用内定者）	28人
定期健康診断	全職員	365人

### (2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条及び野洲市職員の共済制度に関する条例（平成16年野洲市条例第43号）に基づいて実施しています。

野洲市職員互助会が福利厚生事業を行っているほか、その事業の一部を財団法人滋賀県市町村職員互助会へ委託して行っています。

野洲市職員互助会は会員の掛金でのみで福利厚生事業を実施しており、財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員の掛金および市の負担金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

項 目	互助会	職員互助会
	会員数	平成24年4月1日現在 平成25年4月1日現在
掛金額	平成24年度決算額	18,352千円
	平成25年度予算額	18,519千円
負担金	平成24年度決算額	6,017千円
	平成25年度予算額	6,372千円

※職員数には、嘱託職員の数を含んでいます。

### (3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成24年度）

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	15	4	19

※認定件数には、嘱託職員による分も含まれています。